

プロフェッショナル人材活用による 中小企業の課題解決支援事業

参加企業応募要領

本募集要領は、仙台市の令和6年度「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」の受託者である株式会社サーキュレーションが経営課題解決を支援する企業の募集に関して必要な手続きを定めたものです。

令和6年4月

令和6年度 仙台市プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業
事務局 株式会社サーキュレーション

1 本事業の目的

自社の経営資源では解決が困難な経営課題を抱える市内中小企業に対して、課題解決のノウハウ、スキルを持つプロフェッショナル人材(以下、「プロ人材」とする)※をマッチングし、選任されたプロ人材が当該企業(以下、「支援企業」という)の経営者とともに課題解決に取り組みます。

そして、本事業を通じて得られた経営課題解決の取り組みに関する成果や知見などを、ロールモデルとして広報し、今後、市内中小企業の経営課題の解決方法として、プロ人材活用の有効性を普及啓発することを目的としています。

※ プロフェッショナル人材

本事業では、経営者を支える右腕的存在として、企業経営や新規事業企画、生産性向上等について豊富な経験を持ち、企業の成長戦略を具体化できる優れたビジネススキルを持つ人材を指す。

2 本事業の支援対象となる経営課題

原則として、本事業の実施期間中(採択後、事業開始から6か月間程度)に対応できるものとします。

なお、本事業は、プロ人材が支援企業の経営者等に代わって課題解決を行うものではなく、プロ人材の持つ知見やノウハウなどに基づき、支援企業自らが課題解決に取り組むことを支援するものです。

「自社の経営課題が明確化できていない」場合や「複数の課題があつてどの課題を優先的に解決すべきが分からない」場合などは、事務局において、ヒアリング等を行い、課題抽出の支援を受けることもできます。

詳しくは、10 応募方法等の(2)問合せ先」までお問い合わせください。

3 本事業による支援企業のメリット

- (1) 各分野における様々な経営課題に対して、豊富な知見や経験を持つプロ人材を、支援企業の抱える経営課題に合わせて、24,000名超の人材の中から適切にマッチングします。
- (2) プロ人材とのマッチングや課題解決の取り組みにおける実働中の手数料・交通費等を仙台市が負担します(上限150万円)。
- (3) 課題解決には、プロ人材だけでなく、事務局もプロジェクトチームのメンバーとして一緒に伴走支援を行い、プロ人材からの支援が終了しても効果が継続できるよう、ノウハウの移管や、経営改善を支援します。

4 応募要件、応募方法

(1) 支援企業数

最大 14 社

(2) 応募要件

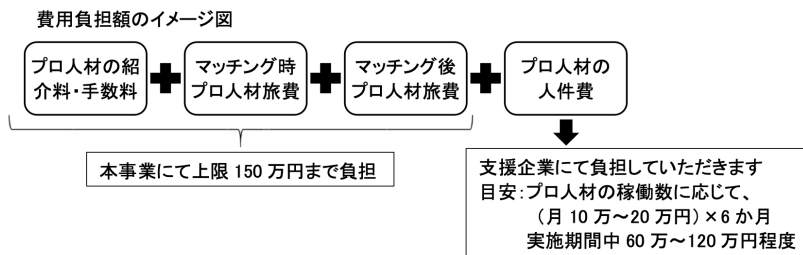
以下の要件を全て満たすこと

- ① 仙台市内に本社を置く中小企業者(定義は表 1 を参照のこと)
- ② 会社法における会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)に該当すること
- ③ 経営者(又は経営の実質的な責任者)がプロ人材とともに経営課題の解決に真摯に取り組むとともに、本事業実施期間において、課題解決を遂行するための部署または担当者を確保できること
- ④ 取り組みへの取材協力、事例などをロールモデルとして公表することに同意できること
- ⑤ プロ人材の人件費相当分(総額約 60 万円～120 万円。月あたり 10 万円～20 万円)を負担できること
- ⑥ 原則として、過去に本事業による支援を受けていないこと

※ 支援企業が支払う費用に関して

本事業では、「プロ人材の紹介料・手数料」、「マッチング時のプロ人材との面談に係る旅費」、「マッチング後のプロ人材の旅費」を 1 者あたり上限 150 万円まで負担します。

費用負担額のイメージ図



※1 プロ人材の希望条件や関わる頻度により負担額は変動します。

※2 支払いは一括ではなく、原則として月末締め翌月末支払いとなります。

※3 交通費に関しては、本事業の負担上限額を超えた分は追加でご負担いただきます。

※4 本事業の応募に際して、検討状況によっては、事前にプロ人材にお試し相談を行うことも可能です。

表 1 中小企業の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(中小企業庁 HP より引用)

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(3) 申請者

応募に当たっては、代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者を申請者とし、申請者は、事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び推進に関し、責任を持つことができる者としてします。

(4) 募集期間

第1次公募 令和6年4月10日(水)～令和6年6月7日(金)18時必着

第2次公募 令和6年6月10日(月)～令和6年7月12日(金)18時必着

(5) 提出書類及び部数

応募に当たっては、以下の必要書類を必要部数揃え、提出先窓口へ郵送または電子メールにてご提出ください。

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 事業申請者の概要(別紙) | ・・・ 1部 |
| ② 応募シート(様式1) | ・・・ 1部 |
| ③ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書(収支決算書) | ・・・ 各1部 |
| ④ パンフレットその他機関の概要が分かる資料 | |
| ⑤ 定款 | ・・・ 1部 |
| ⑥ 仙台市の市税の滞納がないことの証明書 | ・・・ 1部 |
| ⑦ 暴力団排除に関する誓約書(様式2) | ・・・ 1部 |

(6) 提出に当たっての注意事項

- ① 応募申請書等に使用する言語は日本語とします。
- ② 応募書類は郵送又は電子メールにて上記事務局担当まで郵送または提出書類添付の上、メールにて送付ください。
- ③ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ④ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある

場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。

- ⑤ 応募書類等の差替えは固くお断りいたします。
- ⑥ 応募書類はパソコン等を用いて作成し、印字した文書を提出してください。
(応募様式はホームページからダウンロードできます。)
- ⑦ 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑧ 応募書類は当事業の審査のみに使用します。
- ⑨ 応募書類は採択・不採択に関わらず、返却しません。

(7) 提出先・問合せ先

「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」事務局
株式会社サーキュレーション 担当:竹内(たけうち)

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 1-4-9 enspace

Tel : 022-302-3118

Mail: tohoku@circu.co.jp

5 スケジュール

令和 6 年 4 月 10 日 公募開始

令和 6 年 6 月 7 日 第 1 次募集締切

令和 6 年 6 月 24 日 審査会

令和 6 年 6 月 25 日 9 社支援企業決定及びプロ人材のマッチング開始

令和 6 年 7 月 12 日 第 2 次募集締切

令和 6 年 7 月 22 日 審査会

令和 6 年 7 月 23 日 5 社支援企業決定及びプロ人材のマッチング開始

令和 6 年 7 月、8 月 伴走支援の開始

令和 7 年 2 月 28 日 伴走支援の終了

令和 7 年 3 月 月上旬 成果報告

6 支援企業の採択方法

(1) 審査の方法

事務局において応募企業の提出書類の一次審査を行います。

提出された応募書類について、応募要件及び応募書類の記載内容について審査します。

応募内容について確認が必要な場合には、必要に応じ、事務局から問合せをすることがあります。

提出書類については、第 10 を参照ください。

一次審査通過者に対して、仙台市及び中小企業支援について見識のある専門家等を交えた提出書類に基づくヒアリング審査を行い、最大 14 社を採択します。

ヒアリング審査は、原則として経営者 (又は経営の実質的な責任者) が参加してください。

審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

また、提出書類は、返却しませんので予め御了承ください。

(2) 審査の観点

① 支援の必要性

応募企業が公的支援を必要としている状況であるか

② 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか

③ 事業計画の妥当性

自社の現状、課題、課題解決後のビジョンなどを踏まえたものであるか

④ モデル性

課題解決が今後、他の事業者へのロールモデルとなりうるか

7 採択後の事業の流れ

本事業に採択された企業(以下、「支援企業」という)は、事務局と課題解決のためにプロ人材を活用するにあたり、業務委託準委任契約等の必要な手続きを行います。

この手続きに基づき、事務局が選定したプロ人材が、支援企業に対し、非常勤で6ヶ月程度の期間、支援をします。

採択後の事業の流れは、以下の通りです。

(1) 支援企業の応募書類及びヒアリング内容を元に適切な経験・知見を保有するプロ人材を選定し、プロフィールと支援企業へ提示します。

(2) 選定したプロ人材から支援内容(プロセス、ノウハウ移管方法、スケジュール)を提案する面談を設定します。

(3) 面談を元に支援企業はプロ人材を1名決定します。

(4) 支援を開始します。(7,8月頃～翌2月)

(5) 支援の様子を取材させていただく場合があります。

(6) 支援企業は、支援の成果を所定のフォーマットに基づき報告します。

(7) 支援の成果を事務局にて集約し、ロールモデルとして発表します。

※本事業では6-8ヶ月間のプロ人材による支援を実施します。なお、事業終了後に継続してプロ人材の活用を希望する場合は、新たに契約を締結する必要があります。

8 プロ人材活用の際しての契約方法

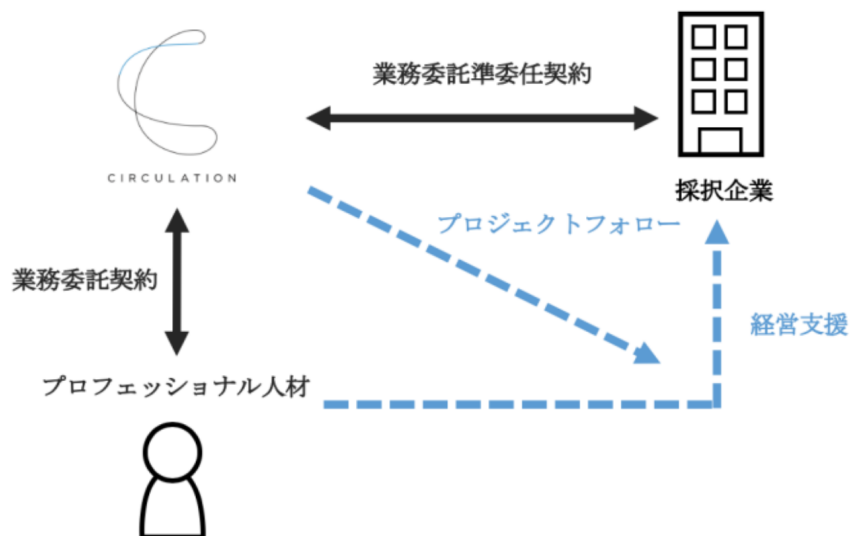
企業の機密情報、プロ人材の個人情報の取り扱いが発生するため、事務局と支援企業にて秘密保持誓約兼利用規約を締結いたします。

その後、対象の人材が決定したタイミングで、事務局と業務委託準委任契約を締結いたします。

契約の流れは、以下の図2を参照ください。

なお、当事業で収集した情報については、必要に応じて、仙台市へ共有いたします。

図2 契約の流れ



9 支援企業の事業代表者の責務等

事業代表者は、事業の実施に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

1. 事業の推進

事業代表者は、事業実施上のマネージメント、事業成果の公表等、事業の推進についての責任を持たなければならないものとします。

2. 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、仙台市及び事務局は、報告のあった成果を公表できるものとします。